

革新的ロボット研究開発等基盤構築事業補助金
における圧縮記帳等の考え方について

令和6年10月24日

経済産業省 ロボット政策室

革新的ロボット研究開発等基盤構築事業補助金は、一般社団法人日本ロボット工業会から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。